

## 「行政処分公表」

下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

1 対象業者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

佐々木 忍（屋号：大橋商会）

(2) 住所

岩手県一関市弥栄字寺町79番地1

2 行政処分を行った日

平成22年7月21日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号0400124094）の取消し

4 行政処分の根拠法令

法第14条の3の2第1項

5 行政処分の原因となった事実

佐々木忍は、平成22年5月17日付けで、岩手県知事から法第14条の3の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された。これは、法第14条第5項第2号イに規定される法第7条第5項第4号二の欠格要件に当たり、法第14条の3の2第1項第1号が定める許可取消事由に該当する。